

# 兵庫県水道水質管理計画

平成17年9月

兵庫県健康生活部健康局生活衛生課

# 目 次

1	基本方針	
(1)	目標年度	1
(2)	水質検査に係る基本方針	1
(3)	水質監視に係る基本方針	2
(4)	水質検査機関の分布状況	2
2	水質検査に関する事項	
(1)	水質検査の実施主体	2
(2)	水質検査施設の整備	2
(3)	水質検査計画の策定	2
3	水質監視に関する事項	
(1)	水質監視地点	2
(2)	水質監視の実施主体	3
4	その他の事項	
(1)	連絡調整体制に関する基本方針	4
(2)	検査担当者の技術向上に関する計画	5
(3)	精度管理の実施に関する計画	5
<図表>		
別図1	県下の水質検査機関一覧	6
別表1	現在の検査体制（平成17年度当初）	7
別表2	目標年度の検査体制（平成26年度）	11
別表3	現在の検査施設（平成17年度当初）	14
別表4	目標年度の検査施設の整備計画（平成26年度）	15
別表5	水質監視の実施主体	16
別表6	水質監視地点一覧表	20
別図2	水質監視地点の概略図	21

## 1 基本方針

### (1) 目標年度

目標年度は平成26年度とする。

### (2) 水質検査に係る基本方針

水道水質検査については、水道法の主旨に則り、水道事業者による自己検査を原則として、次により検査施設の整備を進める。

#### ア 自己検査機能の強化

平成17年度当初時点で自己検査を行っている水道事業者等は1県13市2団体あるが、このうち50項目の全項目検査を実施しているのは、4市1団体である。

これら以外の市町水道事業者等で、単独では自己検査が困難な場合、県としては将来的に共同検査体制の整備を検討するよう水道事業者等を引き続き指導し、自己検査体制を促進していくこととする。

なお、多段階にわたる煩雑な分析操作が必要で、その検査結果の取得に時間を要する検査項目を除いて、原水の変動等を常に把握し、その結果に基づいて最良の浄水処理条件を設定するなど工程管理上の水質検査（例えば、色、濁り、pH、アルカリ度等）については、自動監視システム等を導入するなど、迅速性と継続性の観点から水道事業者自ら実施すべきである。これについては、全ての水道事業者が最低限実施するものとする。

#### イ 委託検査機関の対応

平成17年度当初時点で自己検査ができない水道事業者等は、県健康福祉事務所、県立健康環境科学研究センター、厚生労働大臣登録検査機関への委託により水質検査を行っている。

これらの水道事業者等は、自己検査施設又は共同検査施設が整備されるまでの間は、水質検査を委託に頼らざるを得ないため、委託検査機関は次のような対応を行う。

##### (ア) 県立健康環境科学研究センター

県立健康環境科学研究センターにおいては、現行の水道水質基準項目、農薬を含む水質管理目標設定項目など、市町水道事業者等からの依頼による全項目検査等の受託を行う。

##### (イ) 県健康福祉事務所

県健康福祉事務所においては、検査頻度の高い毎月検査項目に加え、健康福祉事務所の配備機器に応じ検査可能な項目など、市町水道事業者等からの依頼による検査等の受託を行う。

##### (ウ) 厚生労働大臣登録検査機関

水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣登録検査機関においても、市町水道事業者等からの依頼による全項目検査等の受託を行う。

### (3) 水質監視に係る基本方針

水質監視地点は、表流水については、主要水系ごとに大規模に取水している地点を設定する。また、地下水については、伏流水、浅井戸、深井戸それぞれについて、取水量の多い地域について、その代表的な地点を設定する。なお、監視地点の設定に当たっては、地域的な偏在が生じないように考慮し、県下全域の水質状況が把握できるように地点設定を行う。

### (4) 水質検査機関の分布状況

検査機関を有する水道事業者等、県の検査機関、厚生労働大臣登録検査機関の名称と所在位置（H17.4月現在で県内を営業区域とするもの25件、内6件は県内に事業所を設置）は、別図1（概要図、p.6）のとおりである。

## 2 水質検査に関する事項

### (1) 水質検査の実施主体

県下の各市町水道事業等における現在の検査体制は、別表1（p.7～10）のとおりである。前述したとおり、平成17年度当初時点で自己検査を行っている水道事業者等は1県13市2団体であり、このうち50項目の全項目検査を実施しているのは、4市1団体であるが、残りの団体においても逐次機器整備を進めることとしている。

水道事業者等は自己又は共同で水質検査を行うために必要な検査施設を設置しなければならないが、地方衛生研究所等の地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託する場合はこの限りでない。

目標年度における検査体制は、別表2（p.11～13）のとおりである。なお、水道事業者等は水質検査を委託する場合であっても水質管理への対応が不十分とならないよう、突発水質汚染時等における危機管理への適切な対応、工程管理のための検査等のきめ細かな水質管理の徹底等が行われる体制を整備する。

### (2) 水質検査施設の整備

平成17年度当初時点及び目標年度の検査施設の整備計画については、別表3～4（p.14～15）に示すとおりである。

### (3) 水質検査計画の策定

水道法施行規則第15条第6項により、水道事業者等は、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しなければならない。

県は、水道事業者等が定める水質検査計画を基に当該年度の水質検査体制（検査機関）を把握し、本計画との整合に留意するとともに、水質事故発生時にも迅速に対応できるよう、連絡体制を整える。

## 3 水質監視

### (1) 水質監視地点

水質監視の実施地点については、一日の取水量が概ね1万m<sup>3</sup>を超える大規模取水地点を中心に次の考え方にに基づき、水系ごと、地域ごとに候補地点を選定のうえ、近接した地点がある場合は代表的な地点を選び、また、取水規模が小さくてもその地域の水質状況の把握に必要なものは選定するなどの調整を行い、県下で別図2（水質監視地点の概略図）の53地点を監視地点として設定した。なお、このうち2地点は現在取水していないため、水質監視を行うのは、取水開始後とする。

- ①表流水及び伏流水 一日の取水量が概ね1万m<sup>3</sup>を超える地点
- ②地下水 一日の取水量の合計概ね1万m<sup>3</sup>を超える市町又は地域において、代表的な地点
- ③その他 体系的な監視を行うために地域ごとの監視地点の分布状況等から必要と認められる地点

## （2）水質監視の実施主体

水質監視の実施主体、頻度、水質監視実施項目等については、別表5（p.16～18）のとおりである。

なお、実施主体、頻度、水質監視実施項目等についての考え方は、次のとおりである。

### ア 実施主体

県と水道用水供給事業者及び水道事業者が適切な役割分担のもとに実施することを基本とする。

県は、現在給水人口2万人以下の小規模水道の原水水質管理目標設定項目14項目（項目名は後述するとおり）について実施する。

現在給水人口2万人を超える水道の地点に係る監視及び現在給水人口2万人以下の水道の原水水質管理目標設定項目14項目以外の監視は、水道用水供給事業者及び水道事業者が行う。

なお、別表5の備考欄に水質検査機関の名称を記載しているのは、自己検査ができない場合の委託先である。

### イ 頻度

監視頻度は、原水種別により、また、取水量等により年1～4回とする。

表流水は水質変動が大きいことから、年2回以上を基本とし、取水量が多い地点（10万m<sup>3</sup>/日以上）については年4回とする。

地下水は水質変動が小さいため、年1回以上を基本とし、伏流水等で水質変動が認められる地点については年2回とする。

年4回の場合、実施月は、5月、7月、10月、2月とする。

年2回の場合、春及び秋の実施とする。

年1回の場合、春又は秋の実施とする。

### ウ 水質監視実施項目

(ア) 全地点で実施するもの

原水 水質管理目標設定項目 14 (残留塩素、水質基準項目と重複する6項目、消毒副生成物4項目、二酸化塩素、農薬類を除く) 及びアンモニア態窒素  
水質管理目標設定項目のうちの実施項目は次のとおり。

○ 実施項目 14

アチモン及びその化合物、ウラン及び化合物、ニッケル及びその化合物、1,2-ジクロロエタン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、トルエン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、遊離炭酸、1,1,1-トリクロロエタン、メチル-tert-ブチルエーテル、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度、腐食性(ランゲリア指数)

浄水 水質管理目標設定項目 5 (消毒副生成物4項目、残留塩素)

注1: 原水は浄水場着水井で採取し、浄水は供給水末端で採取する。

注2: 上記の下線を引いた項目名

水質基準項目と重複する6項目

亜硝酸態窒素、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、蒸発残留物、濁度、pH値

消毒副生成物4項目

亜塩素酸、塩素酸、ジクロロアセトニトリル、抱水クロール

(イ) 表流水原水で実施するもの

河川水 農薬101項目(水質管理目標設定項目の農薬類、以下同じ。)、  
生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)

湖沼水 河川水の項目に化学的酸素要求量(COD)、全窒素、全りんを加える。

自己検査が可能な場合、さらに次の項目を加える。

紫外線(UV)吸光度、トリハロメタン生成能、生物

(ロ) 地下水原水で実施するもの

農薬101項目(ただし、深井戸は除く。)、侵食性遊離炭酸

(エ) 水質監視実施時に同時に実施するもの

基準項目についての全項目検査(原水40項目、浄水50項目)

#### 4 その他の事項

(1) 連絡調整体制に関する基本方針

ア 水質管理計画に係る連絡調整体制

水質監視等の円滑な実施のため、水質検査を行う機関、県生活衛生課等により構成する水道水質管理連絡協議会を設けており、毎年の監視計画に関する調整、水質

監視結果のとりまとめ、その他各種の調整を行う。(事務局：県生活衛生課)

イ 緊急時の連絡体制

水系(流域)ごとに水源汚染が生じた場合等の緊急時の連絡調整体制を利用する。  
水質保全協議会等の既存の組織がある水系では、当該協議会との調整を十分行ったうえ、緊急時の連絡調整体制を利用する。

既存の協議会がない水系にあつては、水道事業者を中心に、環境部局等と連携を図りつつ、連絡調整体制を整備する。

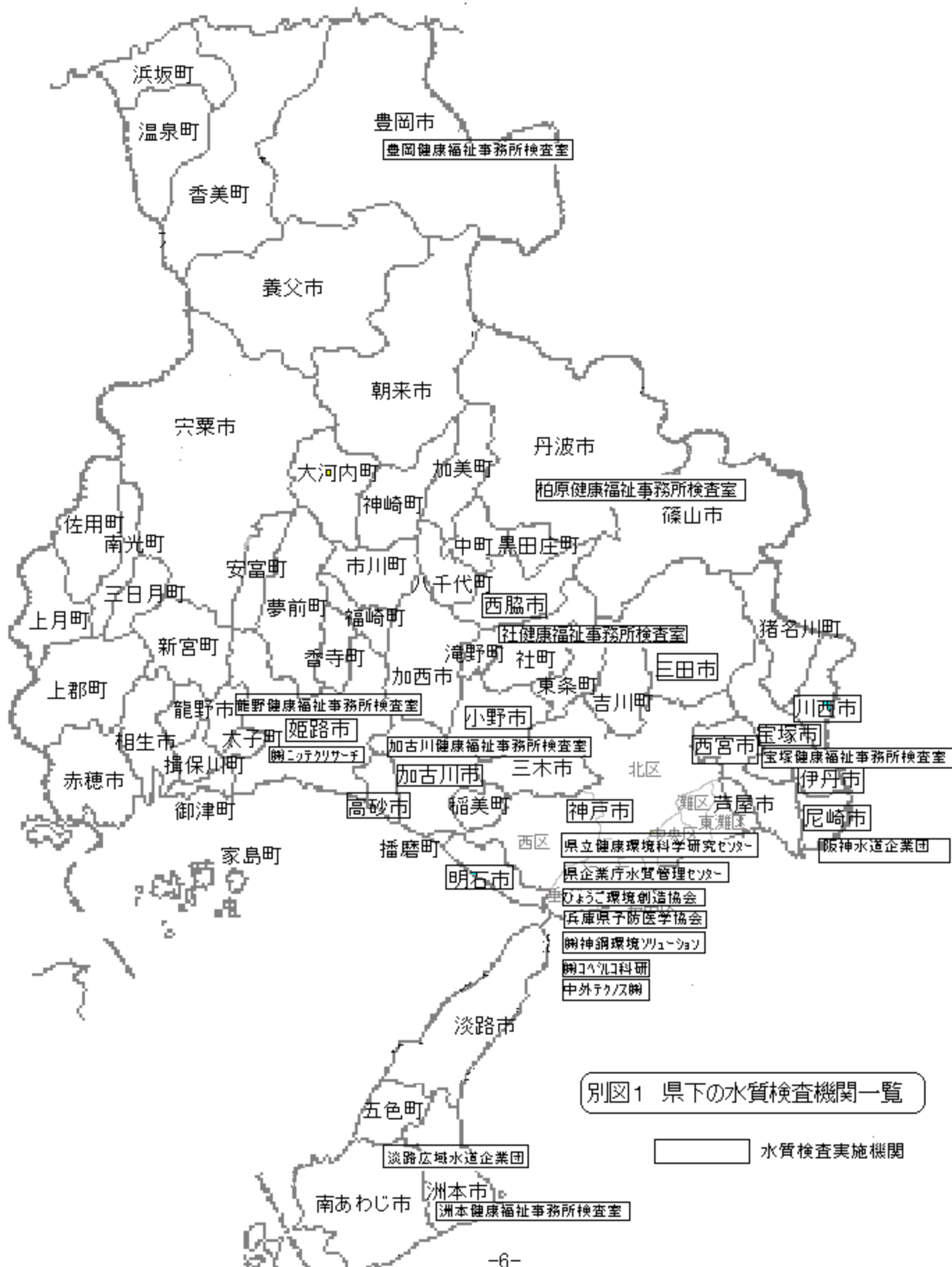
(2) 検査担当者の技術向上に関する計画

県は、水質検査を行う機関の分析担当者による分析技術検討会を開催し、情報交換を行うとともに分析技術の向上を図る。

(3) 精度管理の実施に関する計画

各検査機関ごとに内部精度管理を行うとともに、県立健康環境科学研究センターを中心にして外部精度管理を実施する。

具体的には、水道水質管理連絡協議会の中に精度管理委員会を設けており、委員会として県立健康環境科学研究センターが試料調整等の作業、結果の解析・評価等を行い、最終的に委員会が各検査機関へ必要な助言等を実施する。





<別表1-1> 現在の検査体制（平成17年度当初）

名 称	検査の委託状況（毎日検査項目+基準項目）	検査の委託状況（水質管理目標設定項目等）	備 考
芦屋市（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
伊丹市（水道）	なし	農薬類等一部項目	基準全50項目は自己検査
宝塚市（水道）	基準10項目	農薬類等一部項目	基準40項目は自己検査
川西市（水道）	基準26項目	農薬類等一部項目	基準24項目は自己検査
猪名川町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
三田市（水道・簡易水道）	基準41項目	農薬類等一部項目	毎月検査9項目は自己検査
明石市（水道）	基準8項目	農薬類等一部項目	基準42項目は自己検査
加古川市（水道・簡易水道）	基準6項目	農薬類等一部項目	基準44項目は自己検査
稲美町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
播磨町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類を除く一部項目	
高砂市（水道）	基準17項目	農薬類等一部項目	基準33項目は自己検査
西脇市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
中町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
加美町（簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
八千代町（簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
黒田庄町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類を除く一部項目	
三木市（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	

注) 毎日検査項目（省令第15条第1項第1号イに規定）：色、濁り、消毒の残留効果に関する検査

毎月検査9項目（省令第15条第1項第3号イに規定）：一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOCの量）、pH値、味、臭気、色度、濁度（基準全50項目中の9項目）

<別表1-2> 現在の検査体制（平成17年度当初）

名 称	検査の委託状況（毎日検査項目+基準項目）	検査の委託状況（水質管理目標設定項目等）	備 考
吉川町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類を除く一部項目	
加西市（水道）	毎日検査以外の項目	他項目検査なし	
小野市（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
社町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
滝野町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
東条町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
龍野市（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
新宮町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類を除く一部項目	
太子町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
西播磨水道企業団（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
赤穂市（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
上郡町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
佐用町（簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
上月町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
南光町（簡易水道）	毎日検査以外の項目	他項目検査なし	
三日月町（簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
播磨高原広域事務組合（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
宍粟市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	

<別表1-3> 現在の検査体制（平成17年度当初）

名 称	検査の委託状況（毎日検査項目+基準項目）	検査の委託状況（水質管理目標設定項目等）	備 考
安富町（簡易水道）	毎日検査以外の項目	他項目検査なし	
家島町（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	他項目検査なし	
夢前町（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	他項目検査なし	
神崎町（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	他項目検査なし	
市川町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
福崎町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
香寺町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
大河内町（簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
豊岡市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
香美町（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
浜坂町（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
温泉町（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
養父市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
朝来市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
丹波市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
篠山市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
洲本市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
五色町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
淡路市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
南あわじ市（水道）	毎日検査以外の項目	他項目検査なし	

<別表 1 - 4 > 現在の検査体制（平成 1 7 年度当初）

名 称	検査の委託状況（毎日検査項目+基準項目）	検査の委託状況（水質管理目標設定項目等）	備 考
神戸市（水道・簡易水道）	なし	なし	基準全 5 0 項目は自己検査
姫路市（水道）	なし	なし	基準全 5 0 項目は自己検査
尼崎市（水道）	基準 1 項目	農薬類等一部項目	基準 4 9 項目は自己検査
西宮市（水道）	なし	農薬類等一部項目	基準全 5 0 項目は自己検査
阪神水道企業団（用水供給）	なし	なし	基準全 5 0 項目は自己検査
市川町（用水供給）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
兵庫県企業庁（用水供給）	基準 1 項目	なし	基準 4 9 項目は自己検査
淡路広域水道企業団（用水供給）	基準 2 3 項目	農薬類等一部項目	基準 2 7 項目は自己検査

<別表 2-1> 目標年度の検査体制（平成 26 年度）

名 称	検査の委託状況（毎日検査項目+基準項目）	検査の委託状況（水質管理目標設定項目等）	備 考
芦屋市（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
伊丹市（水道）	なし	農薬類等一部項目	基準全 50 項目は自己検査
宝塚市（水道）	なし	農薬類等一部項目	基準全 50 項目は自己検査
川西市（水道）	基準 14 項目	農薬類等一部項目	基準 36 項目は自己検査
猪名川町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
三田市（水道・簡易水道）	基準 41 項目	農薬類等一部項目	毎月検査 9 項目は自己検査
明石市（水道）	基準 8 項目	農薬類等一部項目	基準 42 項目は自己検査
加古川市（水道・簡易水道）	基準 6 項目	農薬類等一部項目	基準 44 項目は自己検査
稲美町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
播磨町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類を除く一部項目	
高砂市（水道）	基準 17 項目	農薬類等一部項目	基準 33 項目は自己検査
西脇市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
多可町（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
三木市（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
加西市（水道）	毎日検査以外の項目	他項目検査なし	
小野市（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
加東市（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
たつの市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	

注) 毎日検査項目（省令第 15 条第 1 項第 1 号イに規定）：色、濁り、消毒の残留効果に関する検査

毎月検査 9 項目（省令第 15 条第 1 項第 3 号イに規定）：一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC の量）、pH 値、味、臭気、色度、濁度（基準全 50 項目中の 9 項目）

<別表 2-2> 目標年度の検査体制（平成26年度）

名 称	検査の委託状況（毎日検査項目+基準項目）	検査の委託状況（水質管理目標設定項目等）	備 考
太子町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
西播磨水道企業団（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
赤穂市（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
上郡町（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
佐用町（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
播磨高原広域事務組合（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
宍粟市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
神河町（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
市川町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
福崎町（水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
豊岡市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
香美町（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
新温泉町（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
養父市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
朝来市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
丹波市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
篠山市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
洲本市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
淡路市（水道・簡易水道）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
南あわじ市（水道）	毎日検査以外の項目	他項目検査なし	

<別表 2-3> 目標年度の検査体制（平成26年度）

名 称	検査の委託状況（毎日検査項目+基準項目）	検査の委託状況（水質管理目標設定項目等）	備 考
神戸市（水道・簡易水道）	なし	なし	基準全50項目は自己検査
姫路市（水道）	なし	なし	基準全50項目は自己検査
尼崎市（水道）	なし	なし	基準全50項目は自己検査
西宮市（水道）	なし	なし	基準全50項目は自己検査
阪神水道企業団（用水供給）	なし	なし	基準全50項目は自己検査
市川町（用水供給）	毎日検査以外の項目	農薬類等一部項目	
兵庫県企業庁（用水供給）	なし	なし	基準全50項目は自己検査
淡路広域水道企業団（用水供給）	基準23項目	農薬類等一部項目	基準27項目は自己検査

<別表3>現在の検査施設（平成17年度当初）

水道事業者等検査機関	整備状況				備考
	A	B	C	D	
西宮市（水道）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC等
伊丹市（水道）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、HS-GC-MS等
宝塚市（水道）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、HS-GC-MS等
川西市（水道）	○	○	○※		※HS-GC-MS、IC-PC、TOC等
三田市（水道・簡易水道）	○				IC、TOC等
明石市（水道）	○	○	○		IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC等
加古川市（水道・簡易水道）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、HS-GC-MS、TOC等
西脇市（水道・簡易水道）	○				
高砂市（水道）	○	○	○		TOC等
小野市（水道）	○	○			IC等
神戸市（水道・簡易水道）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、LC-MS/MS、HS-GC-MS等
姫路市（水道）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、LC-MS/MS等
尼崎市（水道）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、TOC、HS-GC-MS等
芦屋市（水道）他45市町2企業団	○				
阪神水道企業団（用水供給）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、LC-MS、HS-GC-MS等
淡路広域水道企業団（用水供給）	○	○	○		IC、TOC等
兵庫県企業庁水質管理センター（用水供給）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、LC-MS/MS、HS-GC-MS等
豊岡健康福祉事務所	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、TOC等
宝塚健康福祉事務所 他5健康福祉事務所	○	○			TOC等
県立健康環境科学研究センター	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、LC-MS、HS-GC-MS等
登録検査機関	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、LC-MS/MS、HS-GC-MS等

備考1 整備状況の欄の判例は次のとおりである。

A：毎日検査に必要な機器、 B：吸光度計、フレイムス原子吸光度計、 C：ポンプ・トラップ・ガスクロマトグラフ質量分析計、 D：高速液体クロマトグラフ

2 備考欄にはA～D以外の分析機器で主なものを示す。

IC-PC：ポストカラムモジュール付イオンクロマトグラフ、 SA-GC-MS：固相抽出ガスクロマトグラフ質量分析計、 ICP-MS：誘導結合プラズマ質量分析計、 TOC：全有機炭素計、 LC-MS(/MS)：液体クロマトグラフ質量分析計、 HS-GC-MS：ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析計



<別表4>目標年度の検査施設（平成26年度）

水道事業者等検査機関	整備状況				備考
	A	B	C	D	
西宮市（水道）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、LC-MS/MS等
伊丹市（水道）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、HS-GC-MS等
宝塚市（水道）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、HS-GC-MS等
川西市（水道）	○	○	○※		※HS-GC-MS、IC-PC、TOC等
三田市（水道・簡易水道）	○				IC、TOC等
明石市（水道）	○	○	○	○	IC-PC、ICP-MS、TOC等
加古川市（水道・簡易水道）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、LC-MS/MS、HS-GC-MS等
西脇市（水道・簡易水道）	○				
高砂市（水道）	○	○	○		TOC等
小野市（水道）	○	○			IC等
神戸市（水道・簡易水道）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、LC-MS/MS、HS-GC-MS等
姫路市（水道）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、LC-MS/MS等
尼崎市（水道）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、TOC、HS-GC-MS、ICP-MS、LC-MS/MS等
芦屋市（水道）他28市町2企業団	○				
阪神水道企業団（用水供給）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、LC-MS/MS、HS-GC-MS等
淡路広域水道企業団（用水供給）	○	○	○		IC、TOC等
兵庫県企業庁水質管理センター（用水供給）	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、LC-MS/MS、HS-GC-MS等
豊岡健康福祉事務所	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、TOC、ICP-MS等
宝塚健康福祉事務所 他5健康福祉事務所	○	○			TOC等
県立健康環境科学研究センター	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、HS-GC-MS、LC-MS/MS等
登録検査機関	○	○	○	○	IC-PC、SA-GC-MS、ICP-MS、TOC、LC-MS/MS、HS-GC-MS等

備考1 整備状況の欄の判例は次のとおりである。

A：毎日検査に必要な機器、 B：吸光光度計、フ列ムス原子吸光光度計、 C：パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ質量分析計、 D：高速液体クロマトグラフ

2 備考欄にはA～D以外の分析機器で主なものを示す。

IC-PC：ポストカラムモジュール付イソクロマトグラフ、 SA-GC-MS：固相抽出ガスクロマトグラフ質量分析計、 ICP-MS：誘導結合プラズマ質量分析計、 TOC：全有機炭素計、 LC-MS(MS)：液体クロマトグラフ質量分析計、 HS-GC-MS：ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析計

<別表5> 水質監視の実施主体  
表流水(河川水)

番号	河川名	水道水源名	水質監視地点名とその住所	実施主体	頻度	水質監視実施項目	備考
①	淀川	阪神水道企業団・大道	大阪市東淀川区大道南2-1	阪神水道企業団	年4回	水質管理目標設定項目19、アンモニア態窒素、BOD、UV、SS、全窒素、全りん、トリハロメタン生成能、生物、農薬101	
②	〃	尼崎市・一津屋	摂津市一津屋530	尼崎市	年4回	同上	
③	猪名川	兵庫県企業庁・多田	川西市緑台7丁目12-2	兵庫県企業庁	年4回	水質管理目標設定項目19、アンモニア態窒素、BOD、SS、農薬類101	
④	〃	伊丹市・北村	伊丹市北伊丹5丁目15番地	伊丹市	年2回	同上	県研究センター
⑤	武庫川	兵庫県企業庁・三田	三田市西野上字上通1166	兵庫県企業庁	年4回	同上	
⑥	〃	西宮市・百間樋	宝塚市美幸町地先	西宮市	年2回	同上	
⑦	芦屋川	芦屋市・奥山	芦屋市奥山1-1	芦屋市	年2回	同上	県研究センター
⑧	明石川	明石市・明石川	神戸市西区玉津町字持子154-1-4	明石市	年2回	同上	
⑨	加古川	篠山市・谷山	篠山市谷山河原ノ坪532	篠山市	年2回	同上	県研究センター
⑩	〃	加古川市・加古川大堰	加古川市八幡町中西条字川上1215-3	加古川市	年4回	同上	
⑪	〃	兵庫県企業庁・船木	小野市船木町字谷田256	兵庫県企業庁	年2回	同上	未取水
⑫	市川	兵庫県企業庁・船津	姫路市船津町仁色字神東野4497-2	兵庫県企業庁	年4回	同上	
⑬	〃	姫路市・甲山	姫路市船津町仁色字神東野4497-1	姫路市	年2回	同上	
⑭	揖保川	山崎町・今宿	宍粟郡山崎町今宿383番地	宍粟市	年2回	同上	県研究センター
⑮	千種川	赤穂市・木津	赤穂市木津91番地の1	赤穂市	年2回	同上	県研究センター
⑯	〃	安室ダム水道用水供給企業団・安室ダム	赤穂郡上郡町竹万	安室ダム水道用水供給企業団	年2回	同上	未取水
⑰	室津川	北淡町・室津1	津名郡北淡町室津橋詰175	淡路市	年2回	同上	県研究センター

表流水(湖沼水)

番号	河川名	水道水源名	水質監視地点名とその住所	実施主体	頻度	水質監視実施項目	備考
①	武庫川	神戸市・千苅貯水池	神戸市北区道場町生野字北山276の4	神戸市	年4回	水質管理目標設定項目19、アンモニア態窒素、BOD、COD、UV、SS、全窒素、全りん、トリハロメタン生成能、生物、農薬101	
②	生田川	神戸市・布引貯水池	神戸市中央区葺合町字布引山	神戸市	年2回	同上	
③	烏原川	神戸市・烏原貯水池	神戸市兵庫区石井町	神戸市	年2回	同上	
④	武庫川	西宮市・丸山ダム	西宮市山口町下山口字丸山158-42	西宮市	年2回	水質管理目標設定項目19、アンモニア態窒素、BOD、COD、SS、全窒素、全りん、農薬101	
⑤	〃	宝塚市・川下川ダム	宝塚市すみれが丘4丁目2番	宝塚市	年2回	同上	
⑥	加古川	小野市・鴨川ダム	小野市船木町谷田245-1	小野市	年2回	同上	県研究センター
⑦	〃	兵庫県企業庁・呑吐ダム	三木市三津田字馬止1525-15	兵庫県企業庁	年4回	同上	
⑧	洲本川	洲本市・猪鼻ダム	洲本市千草字吹畑丙349-2	洲本市	年2回	同上	
⑨	三原川	淡路広域水道企業団・成相ダム	三原郡三原町八木地先	淡路広域水道企業団	年2回	同上	

地下水(伏流水・浅井戸)

番号	種別	水道水源名	水質監視地点名とその住所	実施主体	頻度	水質監視実施項目	備考
①	浅井戸	川西市・東久代	川西市東久代1丁目13番	川西市	年1回	水質管理目標設定項目19、アンモニア態窒素、侵食性遊離炭酸、農薬101	
②	〃	宝塚市・小浜	宝塚市小浜3丁目5番	宝塚市	年2回	同上	
③	〃	西宮市・鯨池(2)	西宮市上大市5丁目26番地6	西宮市	年2回	同上	
④	〃	西脇市・第1	西脇市下戸田665	西脇市	年1回	同上	県研究センター
⑤	〃	加古川市・中津	加古川市加古川町中津宮浦87	加古川市	年2回	同上	
⑥	伏流水	高砂市・米田第2	高砂市米田町米田新字申新開21-1	高砂市	年2回	同上	(加古川)
⑦	浅井戸	市川町・西川辺1	市川町西川辺字流田700-1	県、市川町	年1回	同上	県研究センター
⑧	〃	姫路市・町裏	姫路市八代700	姫路市	年2回	同上	
⑨	伏流水	姫路市・兼田	姫路市兼田字松竹梅50	姫路市	年2回	同上	(市川)
⑩	〃	姫路市・山崎	姫路市飾磨区山崎字大縄場222	姫路市	年2回	同上	(夢前川)
⑪	浅井戸	西播磨水道企業団・市場	揖保川町市場字河原883-1	西播磨水道企業団	年2回	同上	県研究センター
⑫	〃	太子町・老原	太子町老原字547-1	太子町	年1回	同上	〃
⑬	〃	上月町・久崎	佐用郡上月町久崎	県、上月町	年1回	同上	〃
⑭	〃	和田山町・林垣1	朝来郡和田山町林垣字金尻566	朝来市	年1回	同上	〃
⑮	〃	日高町・岩中7号井	城崎郡日高町岩中字下坪323	豊岡市	年1回	同上	〃
⑯	伏流水	豊岡市・円山川	豊岡市上佐野字島1788	豊岡市	年2回	同上	〃 (円山川)
⑰	〃	香住町・森	城崎郡香住町森字中ツ484	県、香美町	年1回	同上	〃 (矢田川)
⑱	浅井戸	温泉町・竹田	温泉町竹田	県、温泉町	年1回	同上	〃

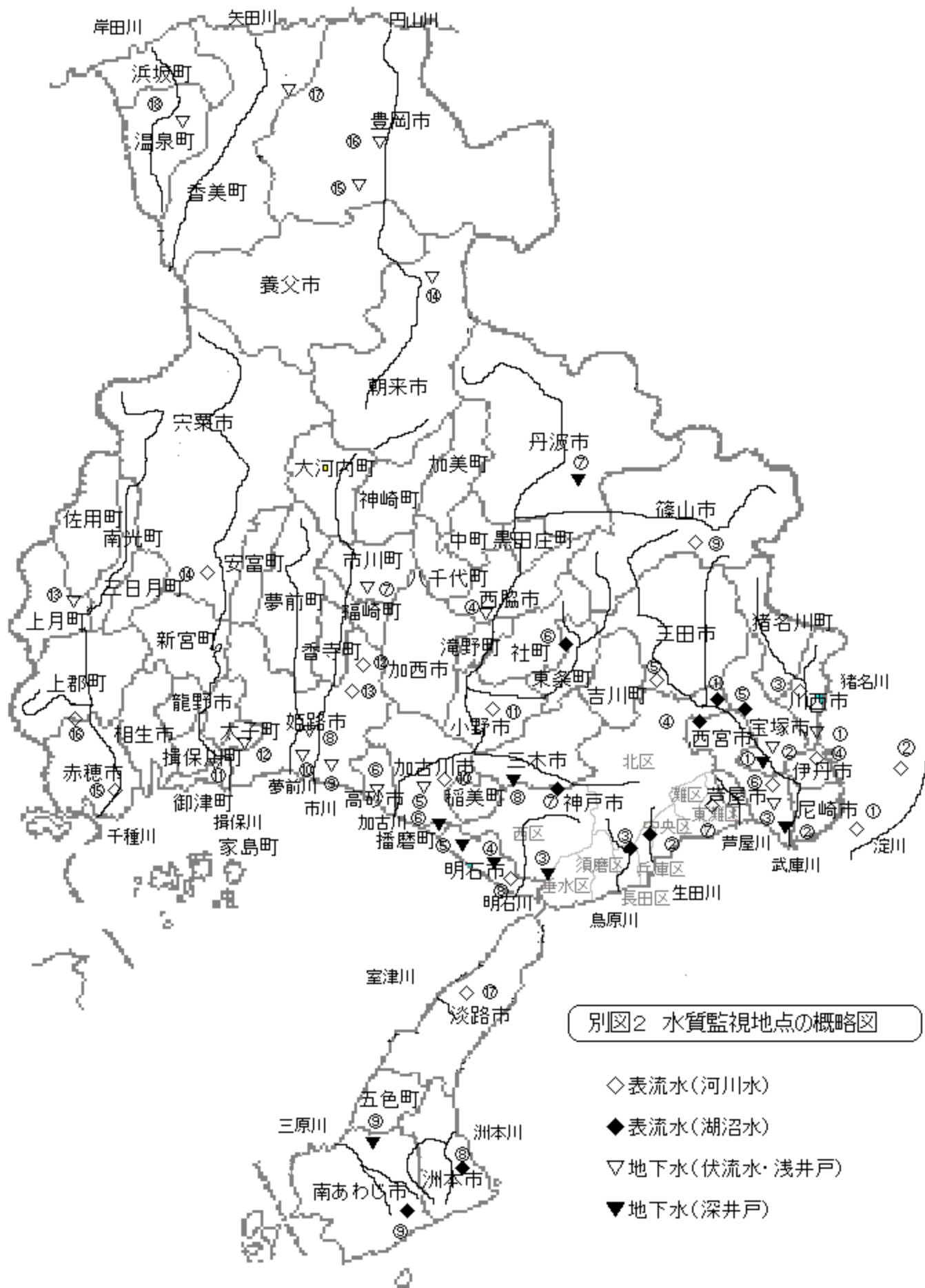
注1:備考欄の( )書は、水利権を有する河川名である。

地下水(深井戸)

番号	種別	水道水源名	水質監視地点名とその住所	実施主体	頻度	水質監視実施項目	備考
①	深井戸	宝塚市・亀井第1	宝塚市亀井町12番地	宝塚市	年1回	水質管理目標設定項目19、アンモニア態窒素、侵食性遊離炭酸	
②	〃	西宮市・鳴尾(1)	西宮市戸崎町1番地84号	西宮市	年1回	同上	
③	〃	明石市・伊川谷	神戸市西区伊川谷町	明石市	年1回	同上	
④	〃	〃 ・鳥羽	明石市鳥羽	明石市	年1回	同上	
⑤	〃	〃 ・魚住	明石市魚住町	明石市	年1回	同上	
⑥	〃	播磨町・第3浄水場系	播磨町野添	播磨町	年1回	同上	県研究センター
⑦	〃	丹波市・柏原町母坪1	丹波市柏原町母坪字大サ520	県、丹波市	年1回	同上	〃
⑧	〃	三木市・三木第11(小林)	三木市別所町小林字姥ヶ懐279-2	三木市	年1回	同上	〃
⑨	〃	西淡町・櫛田2	三原郡西淡町櫛田1175	南あわじ市	年1回	同上	〃

<別表6> 水質監視地点一覧表

		表流水 (26地点)			地下水(27地点)					計
		10万m <sup>3</sup> /日以上		1万m <sup>3</sup> /日以上	伏流水		浅井戸		深井戸	
		10万m <sup>3</sup> /日以上	1万m <sup>3</sup> /日以上	1万m <sup>3</sup> /日未満	1万m <sup>3</sup> /日以上	1万m <sup>3</sup> /日未満	1万m <sup>3</sup> /日以上	1万m <sup>3</sup> /日未満	1万m <sup>3</sup> /日未満	
阪神	淀川	2(大道・一津屋) [阪水・尼崎市]								2
	猪名川	1(多田) [県水]	1(北村) [伊丹]					1(東久代) [川西市]		3
	武庫川	2(千苅・三田) [神戸市・県水]	3(丸山・川下川・百間樋) [西宮市・宝塚市・西宮市]				2(小浜・鯨池) [宝塚市・西宮市]		2(亀井・鳴尾) [宝塚市・西宮市]	9
	その他		3(布引・烏原・芦屋川) [神戸市・神戸市・芦屋市]							3
東播磨・丹波	明石川		1(明石川) [明石市]						1(伊川谷) [明石市]	2
	加古川	2(吞吐ダム・中西条市)	2(鴨川ダム・船木) [小野市・県水]	1(谷山) [篠山市]	1(米田) [高砂市]		1(中津) [加古川市]	1(西脇第1) [西脇市]	2(母坪・三木) [丹波市・三木市]	10
	その他								3(魚住・鳥羽・播磨) [明石市・明石市・播磨町]	3
西播磨	市川	1(船津) [県水]	1(甲山) [姫路市]		1(兼田) [姫路市]		1(町裏) [姫路市]	1(西川辺) [市川町]		5
	夢前川				1(山崎) [姫路市]					1
	揖保川			1(今宿) [宍粟市]			1(市場) [西播磨(企)]	1(老原) [太子町]		3
	千種川		2(木津・安室ダム) [赤穂市・安室ダム(企)]					1(久崎) [上月町]		3
但馬	円山川				1(円山川) [豊岡市]			2(岩中・林垣) [豊岡市・朝来市]		3
	その他					1(森) [香美町]		1(竹田) [温泉町]		2
淡路	洲本川		1(猪鼻) [洲本市]							1
	その他			2(室津・成相ダム) [淡路市・淡路広域]					1(樺田) [南あわじ市]	3
計		8	14	4	4	1	5	8	9	53



別図2 水質監視地点の概略図

- ◇表流水(河川水)
- ◆表流水(湖沼水)
- ▽地下水(伏流水・浅井戸)
- ▼地下水(深井戸)